

文化会館スライディングウォール等保守点検業務仕様書

1 対象

横須賀市文化会館
横須賀市深田台50番地

2 内容

上記施設の第1ギャラリーレール吊り下げ移動式展示パネル、中ホール、展示室のスライディングウォールの保守点検

3 業務内容

以下の項目の保守点検を2年に1回以上実施する。

ア スライディングウォールの点検

- (1) レールの変形及び損傷点検
- (2) レール内清掃
- (3) ローラーの走行点検
- (4) ローラーのベアリング部グリスアップ
- (5) 吊りボルトの変形（曲がり）点検
- (6) 一般パネルの接点・接床装置の作動点検
- (7) 壁面調整パネルの回転ユニット作動点検
- (8) ISゴム（先頭ゴム）及びプロフィールゴム（フィレット、壁面ゴム）の損傷、劣化状況点検
- (9) パネルのレベル点検、調整
- (10) 表面板取付けビスの緩み点検（増し締め）

イ 展示パネルの点検

- (1) レールの変形及び損傷点検
- (2) レール内清掃
- (3) ローラーの走行点検
- (4) ローラーのベアリング部グリスアップ
- (5) パネルのレベル点検、調整
- (6) パネルの上下突っ張り状況点検（ギアタイプ）
- (7) ギアの作動点検
- (8) 足金物の作動点検（足金物タイプ）

4 その他

下記の事項を留意し、業務にあたること。

ア 点検に必要な資格等を有する者に点検を行わせること。

- イ 作業日を事前に調整し、作業にあたること。
- ウ 作業の際に使用した施設・設備は原状回復すること。
- エ スライディングウォール、展示パネルに関する故障、異常について、速やかに報告を行うとともに、必要な処置を提示し、指示を求める。
- オ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いよう配慮すること。
- カ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。
- キ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

5 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。